

商店等が連携して行う取り組みに助成します

町内の商店や団体等が連携して行う、商店街の活性化や魅力あるまちづくりに向けた取り組みに対し、経費の一部を助成します。

対象団体 ●3事業所以上で構成する団体

※同業種のみで構成される団体は対象外

補助金額 ●事業費の3分の2の額（上限額20万円）

※まちなかエリア内で実施する事業は上限額30万円

対象経費 ●下記の対象事業に要する経費（飲食代や事業のすべてを委託する場合は除く）

対象事業 ●

- ①町内消費者に対する一層の利便性向上のための事業
- ②消費者の購買意欲や来町意欲を喚起する事業
- ③共同で行う担い手人材の発掘・育成のための事業
- ④共同で行う販路開拓や宣伝活動のための事業

町産品のブランド認定制度を推進しています

町内で生産、加工または製造されたものを「美郷ブランド認定商品」として認定します。認定された商品および事業者は、町で公表し広く情報発信します。

対象者 ●美郷町に住所または事業所を有する方

対象商品 ●町内で生産、加工または製造された農林水産物や加工品、製造品のほか、美郷町の伝統文化、風土に合った特徴的なもの

認定までの流れ

申請→商品に対する評価用紙を申請者から商品購入者へ配布し一定数以上の回答を収集→推進委員会で審議→(認定後)商品への認定表示および情報発信

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

住民生活課

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集日 ●6月20日(木)

申込期間 ●6月10日(月)～6月17日(月)

(平日の午前8時30分～午後5時まで)

美郷町シルバー人材センターへの事前申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※申込者のご自宅へ収集に伺います。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



第1回水環境マイスター養成講座の受講生を募集します

地域の水環境保全活動のリーダーとなる人材を育成するため、「水環境マイスター養成講座」を開催します。町や学校、住民団体等が主催する水環境学習会などに指導者、支援者として、「未来に誇れる美しい郷づくり」に参画して下さる方をお待ちしています。また、「マイスターまでは考えていないけど、水環境についてもっと知りたい」という向学心にあふれている方もぜひご参加ください。

日時 ●6月15日(土) 午後1時30分～午後4時30分

会場 ●美郷町中央ふれあい館(野中字下村)

講師 ●秋田大学大学院 理工学研究科 助教 網田 和宏氏

申込方法 ●6月12日(木)までに電話で下記へお申し込みください。

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

企画財政課

経済センサス基礎調査を実施します

町内にあるすべての事業所の活動状態を確認するため、6月から11月にかけて調査員が訪問します。また、新たに把握した事業所などについては調査票の配布により

調査を行いますので、調査へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

工業統計調査を実施します

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的に、統計法に基づく基幹統計調査として実施しています。対象となる事業所は製造業で、6月1日現在で調査を実施します。対象となった事業所には調査員が訪問します

ので、調査へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、調査票の回答には簡単・安心なインターネットの利用が便利です。詳しくは、今後配布される調査書類をご確認ください。

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

福祉保健課

児童手当を受給している方は現況届の提出が必要です

現況届は、6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件(児童の監護や生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届は6月28日(金)までに町福祉保健課または六郷・仙南各出張所へ提出してください。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。なお、該当する方には現況届書類を送付しています。

【児童手当制度】

支給対象 ● 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給時期 ● 原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■支給額

対象年齢等	支給月額(児童一人当たり)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

※「第3子以降」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある養育する児童のうち、年齢が上の児童から数えて3番目以降をいいます。

■現況届に必要な添付書類

- ・申請者が被用者(会社員など)の場合
⇒健康保険被保険者証の写し
(美郷町の国民健康保険加入の方は不要です)
- ※この他にも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

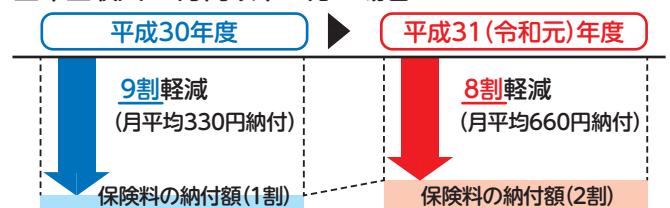
後期高齢者医療保険料の均等割が9割軽減となっている皆さまへ 軽減特例の見直しが行われました

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度から8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度から所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化される予定です。

所得の低い年金受給者の方については、10月から年金生活者支援給付金(基準額:月5,000円)の制度が始まります。

■年金収入80万円以下の方の場合



注意事項

- ① 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ・65歳以上で老齢基礎年金を受給中であること
 - ・世帯全員の市町村民税が非課税であること
 - ・前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下であること
- ② 老齢年金生活者支援給付金の金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10月・11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。
- ③ 医療保険料、介護保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からとなります。

問 【後期高齢者医療制度について】 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907
 【介護保険制度について】 大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 ☎0187(86)3911
 【年金生活者支援給付金について】 ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(※)
 ※050から始まる電話からのお問い合わせは ☎03(6700)1165 へお願いします。